

議員提出議案第2号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和5年3月24日提出

提出者

伊丹市議会議員 新政会 戸田 龍起
伊丹市議会議員 公明党 竹村 和人
伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司
伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香
伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹
伊丹市議会議員 齊藤 真治
伊丹市議会議員 小西 彦治

理由

現在、議決を得た工事等の契約について変更が生じた場合、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）に基づき内容の軽重に関わらず変更契約を再度議決に付すことになっており、このことが円滑な業務遂行に支障を来している。

今後、工事契約に変更を必要とする場合、一定の条件のもと、一定の範囲内において市長が専決処分を行うことによって、円滑な契約行為を履行することを可能とするため、本条例の改正を提案する。

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例
（令和5年伊丹市条例第 号）

市長の専決処分事項に関する条例（昭和42年伊丹市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、当該契約に係る契約金額を変更する契約であって、当初の契約金額との差が1,000万円以内において増額し、又は減額する契約を締結すること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。